

## A8-4-1 記載例

無線局変更等申請書・届出書  
免許記録変更届出書  
無線局免許承継届出書  
記載事項等変更届出書

提出日または  
投函日

年 月 日

【注意】当該申請書だけでは手続できません。(電波法第21条第2項の「住所、社名、団体の代表者などの変更」のみの場合を除く)  
「無線局事項書及び工事設計書(様式A8-3-2)」に変更する無線局の内容を記載し、  
本書に添付して提出願います。なお、1通の本書に複数枚の「無線局事項書及び  
工事設計書(様式A8-3-2)」を添付する事ができます。

東海総合通信局長 殿

【重要】手数料は免許事項証明書(免許状)の記載内容に変更がある場合のみ必要です。手数料は新たに発給する免許事項証明書(免許状)1枚、480円です。

例:海移第2001~2003号の免許事項証明書(免許状)が1枚の場合は480円、海移第2001~2003号が3枚の免許事項証明書(免許状)に分かれている場合は $480\text{円} \times 3 = 1,440\text{円}$ の収入印紙を貼ってください。

なお、海移第2001~2003号の免許事項証明書(免許状)が現在1枚であっても今回の変更により免許事項証明書(免許状)が分かれる場合がございますので不明点があれば事前にご相談ください。

収入印紙貼付欄

別紙に貼付する場合は、その旨記載すること。

計等の変更の許可を受けたいて、下記のとおり申請します。  
+等を変更したので、無線局免許届け出ます。

受けたいので、無線局免許手続

する書類を添えて、下記のとおり

申請します。

電波法第17条第2項又は第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

該当する箇所全てにチェック  
(下記参照、複数チェック可)

7項若し、  
地位を承  
て下記のとおり届け出ます。

・住所、社名、団体の代表者などの変更(×承継・分割・合併)  
・変更、廃止により免許事項証明書(免許状)の構成局数の変更  
→この場合は、無線局事項証明書及び工事設計書(A8-4-2)も添付してください。

電波法第21条第2項の規定により、無線局の免許記録に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

・常置場所の変更

電波法施行規則第43条第1項、第2項又は第3項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。(あわせて、電波法第21条第2項の規定により、無線局の免許記録に変更があったので、届け出ます。(電波法施行規則第43条第1項及び第2項にあっては、免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。))。

また、上記の申請等(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。)に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

【法人】登記上の本社（本店）住所・法人名、代表者の役職及び氏名を記入。

工場（工場長）や支社・支店（支社長・支店長）の申請は不可。

【団体】団体の事務所の住所、団体名、代表者の役職及び氏名を記入。

事務所の住所での登録に不便が有る場合は、代表者の住所も可。

【個人】自宅の住所、氏名を記入。

個人事業主は、屋号による登録が不可のため、個人名で申請する。

1 申請（届出）者

住 所	都道府県一市区町村コード [ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">記載不要</span> ]
	〒 (461-8795) 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナトウカイソウカブシキカイシャ タイヨウトリシマリヤク トウカイ テンパータウ 東海総通株式会社 代表取締役 東海 電波太郎

代理人

住 所	都道府県一市区町村コード [ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">記載不要</span> ]
	〒 ( - - - )
<span style="border: 1px solid red; padding: 5px;">代理人による申請を行う場合は、委任状を添付すること。</span>	
氏名又は名称及び代表者氏名	

2 変更の対象となる無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	【構内無線局の場合】 構内無線局、5局 【920MHz 帯移動体識別用陸上移動局の場合】 陸上移動局、5局
② 識別信号	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">記載不要</span>
③ 免許の番号	【構内無線局の場合】 海構第1001～1003号 【920MHz 帯移動体識別用陸上移動局の場合】 海移第2001号～2003号
④ 備考	本社住所及び常置場所の変更 (旧) 愛知県豊橋市・・・ (新) 愛知県名古屋市・・・

申請担当者の日中、連絡可能な連絡先を記入。  
申請書に不備があった場合こちらに連絡します。

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナムセツウシブ リクジョウカ トウカイ テンハジロウ 無線通信部 陸上課 東海 電波次郎
電話番号	052-971-9623
電子メールアドレス	tokaidennpajirou@soumu.go.jp

無線局事項証明書（免許状）の受け取りに関する注意事項

無線局事項証明書（免許状）の受取り方法は窓口での手交又は郵送となります。

郵送を希望される場合は以下の返信用封筒を同封してください。

【無線局事項証明書（免許状）を折り曲げても良い場合】

長3封筒に返信先の住所を記載し、110円切手（複数枚の場合はその重量に見合った切手）を貼ってください。

【無線局事項証明書（免許状）を折り曲げない場合】

角2封筒（A4用紙が入るサイズ）に返信先の住所を記載し、140円切手（複数枚の場合はその重量に見合った切手）を貼ってください。

<書類の送付先>

〒461-8795

名古屋市東区白壁1-15-1 東海総合通信局 陸上課 企業担当

【本件に関するお問い合わせ先】

〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1

東海総合通信局 無線通信部 陸上課 企業担当

電話番号：052-971-9623 (平日 8:30~12:00、13:00~17:15)